

## 豊島区保育問題協議会 要望への回答

- 1 新制度の実施にあたっては、すべての子供に平等な保育を保障する観点から、子どもの保育に格差が生じないようにしてください。

**回答** 新制度になっても、法律、政令、条例等に基づき、保育に対する自治体の責任を果たしていきます。

- 2 「豊島区子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、児童福祉法 24 条第 1 項の保育実施責任を踏まえ、待機児童の把握、認可保育所の整備計画を明記し、待機児童の解消のためには認可保育所を増設してください。

**回答** 「豊島区子ども・子育て支援事業計画」は、豊島区子ども子育て会議の議論の中で計画を策定いたします。その中での議論を踏まえ保育の実施責任を果たしていきたいと考えています。区は昨年 4 月に、待機児童数が増加することが見込まれたため、「豊島区待機児童対策緊急プラン」を作成しました。プランの内容は、小規模保育所の設置等新たな対策も講じて待機児童対策を進めています。なお、認可保育所の増設は平成 27 年 4 月の開設に向けて開設準備中です。

- 3 新制度の周知のために今までと変わるところなど、分かりやすく開設するリーフレットの配布や懇談、説明会を実施してください。

**回答** 新制度の概要や申請方法等は、広報としまやホームページでお知らせしていく予定です。

- 4 保育の利用手続き、入所の仕組みなどは、現行制度と大きく変わらないよう実施してください。また、入園説明会を区の主催で実施してください。

**回答** 入所申込自体は、保育認定申請書を提出していただくことが変更になる程度で、これまでと大きく変わることはないと考えています。区民への入所申込に関する説明は、広報、ホームページ等でお知らせいたします。

- 5 新制度においても、豊島区の現行水準を後退させることなく、維持・改善し、条件などに反映させてください。

**回答** 新制度におきましては、現行の水準を維持するものもあれば、国基準に合わせるものもあります。基本的に、国の基準は十分高いものと考えています。

6 保育士の人材確保と質の向上を図るために、必要な予算措置をしてください。

**回答** 人材の確保につきましては、東京都が実施する「保育士人材確保事業」の中で、区が協力可能な部分は当然協力いたします。質の向上につきましては、「子ども福祉研修」等の研修・講習会を年間計画に基づき、区立保育園に限らず民間保育園に勤務する職員も参加できるように研修を開催しております。

一部の研修については、交流の時間も設けさせていただいておりますので、今後積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

子ども家庭部 保育園課長 橋爪 力  
お問合せ先：保育園課 私立保育園グループ  
電話：3981-1111（内線）2710

要望事項 認可保育所入所ついでにの4については  
子ども家庭部子育て支援課長 猪飼 俊夫  
お問合せ先：子育て支援課 入園グループ  
電話：3981-1111（内線）2720